

小学校休業等対応助成金の手続の改善

小学校休業等対応助成金の手続の改善と周知の強化

- 現在、休業させたことの確認が事業主から得られなければ休業支援金による**個人申請を行えない運用**となっているのを改め、**労働局はまずは保護者の申請を受け付け**、引き続き事業主に休業させたことの確認を行うこととする。
- 小学校休業等対応助成金や休業支援金の活用について、**事業主との相談を経ずに**、労働者から労働局に**相談することも可能**であることを改めて周知する。